

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	生活療養標準負担額の減額に関する特例の認定	
根 拠 法 令	国民健康保険法施行規則	
根 拠 条 項	第26条の6の4第6項において準用する第26条の5	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	基 準	<p>国民健康保険法施行規則第26条の6の4第6項 6 第26条の5の規定は、生活療養減額認定証を保険医療機関に提出しなかったために減額しない生活療養標準負担額を支払った場合における被保険者に対する入院時生活療養費の支給について準用する。</p> <p>食事療養標準負担額の減額に関する特例 国民健康保険法施行規則第26条の5 1 食事療養減額認定証を保険医療機関に提出しなかったために減額しない食事療養標準負担額を支払った場合において、食事療養減額認定証を提出しなかったことがやむを得ないものと保険者が認めるときは、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があったならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。 2 被保険者の属する世帯の世帯主は、前項の規定による給付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 (1) 食事療養を受けた被保険者の氏名及び生年月日 (2) 食事療養を受けた保険医療機関の名称及び所在地 (3) 食事療養について支払った食事療養標準負担額 (4) 食事療養を受けた被保険者の入院期間 (5) 食事療養減額認定証を保険医療機関に提出しなかった理由 (6) 被保険者証の記号番号</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成27年 1月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 60日(休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準

基準

3 前項の申請書には同項第3項に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。